⑤　訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）に規定する訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイ及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイを前三月間において八百回以上算定している訪問看護ステーションが当該保険医療機関に併設されていること。

⑥　在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を前三月間において三十回以上算定している保険医療機関であること。

⑦　介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション又は同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの提供実績を有している施設が当該保険医療機関に併設されていること。

⑧　退院時共同指導料２及び外来在宅共同指導料１を前三月間において六回以上算定している保険医療機関であること。

(6)　地域包括ケア病棟入院料３の施設基準

イ　(2)のハからトまでを満たすものであること。

ロ　当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割以上であること。

(7)　地域包括ケア入院医療管理料３の施設基準

イ　(2)のホ及びヘを満たすものであること。

ロ　(3)のロ、ハ及びホを満たすものであること。

ハ　当該病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割以上であること。

(8)　地域包括ケア病棟入院料４の施設基準

イ　許可病床数が四百床未満の保険医療機関であること。

ロ　(2)のトを満たすものであること。

ハ　(4)のハを満たすものであること。

ニ　(4)のニを満たすものであること。

ホ　(6)のロを満たすものであること。

(9)　地域包括ケア入院医療管理料４の施設基準

イ　(2)のヘ及び(3)のホを満たすものであること。

ロ　(5)のロを満たすものであること。

ハ　(7)のハを満たすものであること。

(10)　地域包括ケア病棟入院料の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める場合

次のいずれかに該当する場合であること。

イ　当該病棟又は病室において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が六割以上であること。

ロ　当該病棟又は病室における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前三月間において三十人以上であること。

ハ　救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(11)　地域包括ケア病棟入院料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める地域

別表第六の二に掲げる地域

(12)　地域包括ケア病棟入院料の注２に規定する施設基準

イ　病院の一般病棟又は療養病棟の病棟又は病室単位で行うものであること。

ロ　当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟又は病室を有する病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　当該病棟又は病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ニ　地域包括ケア病棟入院料１若しくは２又は地域包括ケア入院医療管理料１若しくは２については、当該病棟又は病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割二分五厘以上であること。

ホ　地域包括ケア病棟入院料１若しくは２又は地域包括ケア入院医療管理料１若しくは２については、地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。

ヘ　地域包括ケア病棟入院料１又は３については、(2)のハからヘまでを満たすものであること。

ト　地域包括ケア入院医療管理料１又は３については、(2)のホ及びヘ並びに(3)のロ及びハを満たすものであること。

(13)　看護職員配置加算の施設基準

イ　一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟又は病室を含む病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(14)　看護補助者配置加算の施設基準

イ　一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟又は病室を含む病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ロ　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(15)　看護補助・患者ケア体制充実加算の施設基準

イ　看護補助・患者ケア体制充実加算１の施設基準

①　⑭のイを満たすものであること。

②　看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する体制が整備されていること。

ロ　看護補助・患者ケア体制充実加算２の施設基準

①　⑭のイを満たすものであること。

②　看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する必要な体制が整備されていること。

ハ　看護補助・患者ケア体制充実加算３の施設基準

①　⑭のイを満たすものであること。

②　看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する体制が整備されていること。

(16)　地域包括ケア病棟入院料の注７の除外薬剤・注射薬

自己連続携行式腹膜灌流用灌液及び別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

(17)　地域包括ケア病棟入院料の注８に規定する施設基準

イ　当該病棟又は病室を含む病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ　当該病棟の入院患者のうち三割以上が認知症等の患者であること。

ハ　看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(18)　地域包括ケア病棟入院料の注８に規定する厚生労働大臣が定める日

当該病棟又は病室を含む病棟における夜勤を行う看護職員の数が三未満である日

(19)　地域包括ケア病棟入院料の注９に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

許可病床数が百床未満のものであること。